

資料14 ダイオキシン類に係る措置規制の状況

根拠法令	ダイオキシン類対策特別措置法						
大気排出基準	第8条 (対象)法に基づく大気基準適用施設(5種類) (規制対象物質及び基準値)						
	規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位:ng-TEQ/m ³ N]						
	特定施設の種類の	新設施設	既存施設				
			12.1.15~ 13.1.14	13.1.15~ 14.11.30	14.12.1~		
	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	0.1	基準の適用を猶予	2	1		
	製鋼の用に供する電気炉	0.5		2.0	5		
	亜鉛の回収の用に供する焙焼炉等	1		4.0	1.0		
	アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉等	1		2.0	5		
	廃棄物焼却炉	焼却能力		8.0			
		4,000kg/時間~					
		2,000~4,000kg/時間 ~2,000kg/時間					
水質排出基準	第8条 (対象)法に基づく水質基準適用施設(14種類)を設置する工場又は事業場 (規制対象物質及び基準値(排水口))						
	規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位:pg-TEQ/l]						
	特定施設	新設施設	既存施設				
			12.1.15~ 13.1.14	13.1.15~ 15.1.14	15.1.15~		
	硫酸塩バルブ等の製造の用に供する塩素等による漂白施設	1.0	基準の適用を猶予	1.0	1.0		
	カーバイド法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	1.0(14.8.15~)					
	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	1.0(13.12.1~)					
	アルミナ繊維製造用施設のうち、廃ガス洗浄施設	1.0(14.8.15~)					
	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	1.0	基準の適用を猶予	2.0	1.0		
	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1.0(13.12.1~)					
	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設	1.0(14.8.15~)					
	8・18-ジクロロ-5・15-ジフル-5・15-ジヒドリンD(3・2-b:3'・2'-m)トリアジリン(別名ジリンパイレット)製造用施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンパイレット洗浄施設、熱風乾燥施設	1.0(14.8.15~)					
	アルミニウム合金等の製造の用に供する焙焼炉等から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設	1.0	基準の適用を猶予	2.0	1.0		
	亜鉛の回収(製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集塵機により集められたものからの亜鉛回収に限る。)用施設のうち、精製施設、廃ガス施設、湿式集じん施設	1.0(14.8.15~)					
	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設及び廃棄物焼却炉の灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの	1.0	基準の適用を猶予	5.0	1.0		
	廃棄物処理法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設			1.0			
	から及びの施設に係る汚水等を処理する下水道終末処理施設						
	からの施設を設置する工場等から排出される水の処理施設						
廃棄物焼却炉のばいじん、焼却灰等、燃え殻の処理	第24条 (対象)法に基づく大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉 (規制対象物質及び基準値) 規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 3ng-TEQ/g						
廃棄物の最終処分場の維持管理	第25条 (対象)廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場(管理型) (規制対象物質及び基準値) 規制対象物質 ダイオキシン類 放流水の水質基準値 10pg-TEQ/l						